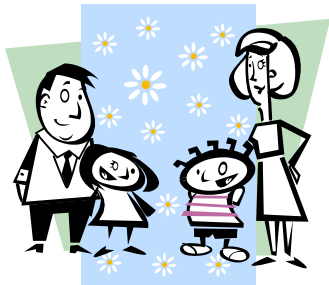


FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

相続税軽減対策の時間に余裕があるなら・・・

平成29年 4月号

相 相続税の軽減対策をするには、残された余命の長短を考慮することが重要なことです。早ければ早いほど多くの選択肢がありますが、やはり、先ず考えるのは暦年贈与を実行すること。毎年行う贈与の場合、贈与税の基礎控除は年額 110 万円と、多額の財産を有する



人からすると少なく感じられるかもしれませんが、毎年 1 人に 110 万円の贈与を行うとすると、10 年間で 1,100 万円、20 年間で 2,200 万円の財産を非課税で贈与することができます。又、受贈者を子だけではなく、孫や子の配偶者など人数を増やせば増やすだけ、非課税で贈与することができる金額は増加してゆきます。さらに、相続税基礎控除額(3 千万 + 法定相続人 × 600 万円)を超える課税財産となることから明らかに見込まれる場合は、相続税率が最低 10% (1 千万以下)であることから、贈与税基礎控除額 110 万円にこだわらず、例えば 470 万円(20 歳以上の子や孫への特例贈与の場合は 520 万円)の贈与を行ったとすると、贈与税は 47 万円(特例贈与 52 万円)となり、贈与税の負担割合は 10%で、相続税の最低税率と同じ税負担となります。この方法によって、長い時間をかければ数億円の財産を 10%の税負担で子や孫に継承させることが可能となります。こうして、毎年継続して贈与を行うことで、将来発生する、最高税率 55% (課税資産 6 億円超)もの超累進課税率の相続税の負担減少に大きな効

果を与えることが可能になります。●相続税において、相続財産を取得した人が、1 親等の血族および配偶者以外である場合は、その人に相続税額の 2 割が加算されてしまいます。しかし、贈与税にはそのような規定はなく、特例贈与に該当する孫への税率も一般贈与と比べて軽減されています。節税効果を期待して、孫への相続・遺贈(孫の養子縁組を含む)を検討する場合は、2 割加算の無い、生前の暦年贈与を考慮することが、より節税効果を生むこととなります。●贈与は相続と異なり、贈与する時期を選ぶことができますので、近い将来値上がりすることが確実と思われる財産を、値上がりする前に贈与すれば効率的に資産の移転を図ることができます。また評価額が上下する自社株のような資産の贈与は相続税評価額を下げ、価格の低い内に贈与を実行するようにします。所有する高収益な不動産については、早めに子や孫などへ生前贈与すれば収入の移転に伴って、毎年の所得税と将来の相続税の負担軽減に役立ちます。賃貸住宅の場合は建物のみを移転すれば収入も移転します。ただし、その際に注意しなければならないのは、敷金返還金等の債務を新所有者がそのまま引き継ぎますと、負担付贈与に該当し、相続税評価額ではなく時価にて評価されることになってしまいますので、それを防ぐには、敷金返還金相当額等の現金を同時に贈与するようにします。●暦年贈与以外の選択肢として、管理会社を活用することや、生命保険の活用が検討できます。又、残された余命が短い場合でも、本人の意思能力がしっかりしているのであれば、選択肢は少なくなります。養子縁組を考える、教育資金の一括贈与等非課税贈与を検討する等、相続税の負担軽減策が考えられます。